

一般財団法人社会変革推進財団 助成事業等監査実施規則
(2022年6月30日制定)

(総則)

第1条 一般財団法人社会変革推進財団(以下「本財団」という。)が定款第4条に基づき行う事業に関する監査については、この規則によるものとする。

(監査の種類)

第2条 監査の種類は、次のとおりとする。

1. 助成事業に関する監査

(1) 確定監査

助成契約、資金提供契約などの支援先との契約に基づき、助成金の金額を確定するために行う監査をいう。

(2) 特別監査

助成契約、資金提供契約などの支援先との契約に定められた助成金の交付の決定の取消、選定の取消し・本事業の停止に該当するおそれがあるため、特に監査を行う必要があると認める場合に行う監査をいう。

2. 助成事業以外の事業の監査

出資などの事業については、支援先との間で監査の実施に関する契約を締結した場合には、その範囲で監査を行うことができる。

(監査の方法)

第3条 監査は、監査場所、時間等の状況に応じて次のうちから行う。

(1) 実地監査

当該事業に係る帳簿、証拠書類等を保管している事業者の事務所等において行う監査をいう。

(2) 書面監査

提出された証拠書類その他の関係種類により、本財団の事務所において行う監査をいう。

(監査の時期)

第4条 監査を行う時期は、次のとおりとする。

(1) 確定監査は、事業完了報告書の受領後、遅滞なく行うものとする。

(2) 特別監査は、当該事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を限度として行うものとする。

(監査員等)

第5条 監査は、理事長が任命した職員（以下、監査員という。）又は委嘱した者が行う。

2 監査員及び理事長が委嘱した者（以下、監査員等という。）は、常に厳正かつ誠実を旨とし、本財団の信用を傷つけ又は名誉を失墜するような行為をしてはならない。

(監査事項)

第6条 監査事項については、別表に定める監査実施要領によるものとする。

(実地監査の通知)

第7条 本財団は、実地監査を実施しようとする場合は、原則として監査実施日の7日前までに監査対象者に対し書面等の方法により通知するものとする。但し、通知することにより監査に支障をきたすおそれがある場合は、この限りでない。

(監査の実施)

第8条 実地監査は、監査員等が、原則として2名以上で行うものとする。但し、監査対象事業が小規模等の場合は、この限りでない。

(監査結果の通知)

第9条 本財団は、確定監査を終了した場合、その結果について当該事業者に対して書面等の方法により通知するものとする。

(監査結果の協議)

第10条 監査員等は、確定監査、特別監査を行った結果、助成金の交付の決定の取消、選定の取消し・本事業の停止に該当する事実があると認める場合は、速やかにコンプライアンス室長に報告し、コンプライアンス室長はその処置について、監査対象の事業を担当する部門の長と協議するものとする。

(報告等)

第11条 監査員等は、監査終了後速やかに監査報告書を作成し、コンプライアンス室長に提出するものとする。

2 コンプライアンス室長は、監査の結果を、監査対象の事業を担当する部門の長に通知するものとする。

3 コンプライアンス室長は、特別監査の結果を専務理事に報告するものとする。

附 則

この規則は、2021年10月1日から施行する。

附 則（2022年6月30日）

本規程の一部改正は、2022年6月30日から施行する。

別表

監査実施要領

1. 監査事項

(1) 確定監査

- 1 助成契約もしくは資金提供契約など支援先との契約の遵守状況
- 2 当該事業に実施状況
- 3 当該事業に係る収支決算及び経理処理状況
- 4 当該事業の成果
- 5 取得物件の保守、管理体制
- 6 その他必要な事項

(2) 特別監査

その都度定めるものとする。

2. 監査に当たっての留意事項

監査員等は、次の事項に留意して監査に当たることとする。

- (1) 監査を実施する場合は、事前に当該事業及び当該事業者に係る関係書類を精査し上でこれの臨むこと。
- (2) 監査は、当該事業者の就業時間内において執務に支障をきたさないように行うこと。
- (3) 実地監査においては、事業者の意見を十分尊重して公正な判断をすること。
- (4) 実地監査においては、事業者の役員等権限を有する者の立会いを求めること。
- (5) 実地監査において確認する証拠書類は、必ず原本とすること。
- (6) 監査は、事務的、会計的側面にとどまらず、事業の成果を可能な限り具体的に把握するよう努めること。